

# 石巻市パートナーシップ宣誓制度 に関するガイドブック

石巻市

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. 石巻市パートナーシップ宣誓制度について ..... | 3  |
| 2. 宣誓をすることができる方 .....        | 4  |
| 3. 宣誓までの流れ.....              | 5  |
| 4. 宣誓に必要な書類.....             | 7  |
| 5. 受領証・受領証カードの交付後について .....  | 11 |
| 6. Q&A .....                 | 14 |

## 1. 石巻市パートナーシップ宣誓制度について

石巻市では「石巻市男女共同参画推進条例」に基づき、性別にかかわらず誰もが希望に応じて活躍できる社会の実現を目指しています。すべての市民が個人として尊重され、生き生きと暮らせる地域社会をつくるためには、多様性を力に変え、誰もが能力を発揮できる環境づくりが求められます。

この制度は、互いを人生のパートナーとして共に生活している、またはこれから生活を共にすることを約束したお二人のうち、一方または双方が性的マイノリティである場合に、宣誓書を市に提出し、市が受領証などを交付する仕組みです。

法律上の効果を生じさせるものではありませんが、市としてお二人の関係を確認することで、日常生活での不安の軽減や周囲の理解促進につながることを期待しています。



## 2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするためには、宣誓されるお二人の一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 宣誓者の双方が互いの意思で※パートナーシップを形成していること

※パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人の関係

- (2) 宣誓者のお二人ともが成年に達していること

- (3) 少なくともお一人が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。

⇒ 宣誓されるお二人が同居していない場合も宣誓可能です。

＜現住所が石巻市外でも宣誓できる場合＞

- ① 御自身は石巻市外に住んでいるが、パートナーが石巻市内に住所を有している場合
- ② 二人とも現在は石巻市外に住んでいるが、二人とも又はどちらか一人が、おおむね3か月以内に石巻市内への転入を予定している場合

- (4) お二人ともに配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)がないこと及び、宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップを形成していないこと。

- (5) お二人の関係が、近親者(※)等でないこと

(パートナーシップに基づく養子縁組の場合は宣誓可能)

※ 直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族など、民法第734条から第736条までの規定により、婚姻をすることができないとされている関係をいいます。

◆直系血族…祖父母、父母、子、孫等

◆三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

### 3. 宣誓までの流れ

宣誓は、原則としてお二人そろってお越しいただき、手続きを行っていただきます。

なお、特段の事情により来庁が困難な場合は、事前にご相談ください。

#### (1) 宣誓日の予約【事前】

・宣誓を希望する日の10日前までに専用のメール又は Logo フォームにより事前予約してください。

【予約の際にお伝えいただく事項】

✓ 宣誓希望日と時間帯(午前又は午後) の第3希望まで

\* 予約状況により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

✓ 宣誓されるお二人の名前(名字のみで結構です)

✓ 宣誓されるお二人の一方若しくは双方が石巻市内に住所を有し、または石巻市内への転入を予定されているか

✓ 通称名の利用希望、子の氏名の記載希望の有無

✓ 代表の方の日中のご連絡先(メールアドレスと電話番号)

✓ 宣誓されるお二人以外の方の同伴の有無(お子さん、代筆者 など)

以上の事項を漏れなくお伺いするため、可能な限りメールでの予約をお願いします。

【受付】 予約専用メールアドレス: [partnership-sensei@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:partnership-sensei@city.ishinomaki.lg.jp)

TEL 0225-95-1111 内線 4252・4246・4245

月曜日～金曜日(祝日及び年末年始除く。)

御予約の電話受付は、9時～12時、13時～16時30分



専用 Logo フォーム

#### (2) 宣誓日時の予約確定【事前】

予約の際にお伝えいただいた内容を地域振興課で確認した後、下記の事項を代表の方へご連絡(メール又は電話)します。このご連絡をもって、宣誓日時の予約が確定となります。

✓ 宣誓日時

✓ 宣誓場所(当日お越しいただく場所)

✓ 持参いただく必要書類など

### (3)パートナーシップ宣誓【宣誓当日】

- ・「宣誓に必要な書類」に記載の必要な書類を持参してください。
  - ・お二人で「石巻市パートナーシップ宣誓書」と「石巻市パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」に記入(署名)してください。
  - ・お持ちいただいた必要書類とあわせて、宣誓者の要件を満たしていることの確認や本人であることの確認を行います。
- ※ 書類に不備がある場合や、必要事項の確認が取れない場合は、宣誓いただくことができませんのでご注意ください。

### (4)「宣誓書受領証」等の交付【宣誓当日又は宣誓翌日以降】

(3)において必要事項が確認できた場合は、下記をお渡しします。

- ✓ 「宣誓書の写し」・・・1部
- ✓ 「パートナーシップ宣誓書受領証(A4 サイズ)」・・・1部
- ✓ 「パートナーシップ宣誓書受領証カード(運転免許証程度サイズ)」・・・2部

宣誓書の記入など、お渡しまでの時間は、1時間程度を見込んでいます(時間は前後する可能性がありますのでご了承ください)。

宣誓翌日以降の交付の場合は、窓口(地域振興課)又は郵送にて交付します。

- ▶ 翌日以降、窓口で交付する場合は、再度本人確認をさせていただきますので、本人確認書類をお持ちください。
- ▶ 郵送を希望する場合は、受け取られる方(宣誓されたお二人のどちらか)の郵便番号・住所・氏名が明記されたレターパックや、必要な額の切手を貼り付けた封筒(角2サイズ)などをご準備いただき、宣誓の際に、宣誓の必要書類とあわせて提出いただきます。ご希望の場合は予約時にご相談ください。
- ▶ 宣誓時に、転入予定の場合には、転入予定日から14日以内に必要書類を提出してください。この場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」等の交付は、必要書類の提出後になります。

## 4. 宣誓に必要な書類

### (1) パートナーシップ宣誓書(様式第1号)

宣誓書については、宣誓日の当日、地域振興課でご用意します。持参されたものは使用できませんのでご注意ください。

### (2) 宣誓書に記載する住所について確認ができる書類

<石巻市内にお住まいの方は…>

#### ◇ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ お二人が同一世帯の場合は、お二人が記載された書類1通のみの提出で構いません。
- ・ 宣誓をする日より前3か月以内に発行されたものに限りします。
- ・ 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- ・ 住民票記載事項証明書の場合は、「氏名・生年月日・住所」の記載は必須としてください。

<石巻市外にお住まいの方は…>

#### ◇ 現在お住まいの自治体の住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 宣誓をする日より前3か月以内に発行されたものに限りします。
- ・ 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。
- ・ 住民票記載事項証明書の場合は、「氏名・生年月日・住所」の記載は必須としてください。

※受領証・受領証カードにお子さんの氏名記載を希望される方で、そのお子さんが18歳以上である場合については、その手続きに必要な書類で、上記の住民票の写しを兼ねることもできます。詳しくは9～10ページをご確認ください。

### (3) 配偶者がいないことを確認できる書類

- ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書などいずれか1つ
- ・外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付してください。
- ・宣誓をする日より前3か月以内に発行されたものに限りします。

### (4) 本人確認書類

本人確認のための具体的な書類の例は下表のとおりです。お二人それぞれご用意ください。

※有効期限の記載があるものは、有効期間内のものをお持ちください(有効期限が切れた書類は、本人確認書類として利用できません。)

※いずれも原本をお持ちください。

※下表の A～C に該当する書類を、次の①～③のいずれかの方法でお持ちください。

①「A」の場合、いずれか1点をお持ちください(B や C の書類は不要)。

②「B」の場合、いずれか2点をお持ちください(B の書類で2点)。

③「A」の書類をお持ちでなく、かつ「B」の書類も2点揃わない場合は、「B」をいずれか1点、「C」をいずれか1点お持ちください。

|   |                                                                                                                                                              |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A | ・マイナンバーカード ・パスポート ・運転免許証<br><br>・官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書などで、本人の顔写真が添付されたもの(※)※例:運転経歴証明書(平成 24 年 4 月 1 日以降発行のもの)、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード<br>など |
| B | ・資格確認書(各加入医療保険者、各共済組合又は共済制度から交付されるもの)<br><br>・介護保険の被保険者証<br><br>・国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書<br><br>・共済年金又は恩給の証書<br>など                                          |

|   |                                                     |
|---|-----------------------------------------------------|
| C | (本人の顔写真が添付された以下のもの)<br>・学生証 ・法人が発行した身分証明書(社員証など) など |
|---|-----------------------------------------------------|

◆以下の【 】の場合について必要となる書類

(5)【お二人とも現在石巻市外に住民票があり、今後転入を予定している場合】

石巻市内へ転入を予定していることが確認できる書類

- ・ 現在お住まいの自治体の転出証明書、石巻市内で今後居住する予定物件の賃貸借契約書の写し など
- ・ 後日(確認書に記入した転入予定日から 14 日以内)石巻市内への転入を確認するため、転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書をご提出いただきます。

(6)【通称名による宣誓を希望する場合】

通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類

- ・ 通称名が記載された社員証の写し、通称名と住所が記載された郵便物の写し など
- ・ 宣誓書の署名を、通称名にて行う場合は、「受領証」、「受領証カード」の裏面に戸籍上の氏名(外国籍の方の場合は住民登録上の氏名)が記載されます。

(7)【受領証・受領証カードにお子さん(実子又は養子)の氏名の記載を希望する場合】

①石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届出書(様式第 7 号)

②宣誓する方とお子さんの関係性を確認できる書類

氏名を記載できるお子さんは、宣誓されるお二人の実子又は養子です。年齢要件や同居要件はありません。

また、お子さんは窓口にお越しいただく必要はありません。

パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届出書(様式第 7 号)について お子さんの同意を得た上で届け出てください。お子さんの氏名の欄は、お子さんの自署で事前に記入をお願いします。未就学児など、氏名を自署することが難しい場合はご相談ください。

様式は、市ホームページ「石巻市パートナーシップ宣誓制度について」に掲載されているものをダウンロードし、必要事項をあらかじめ記載の上でお持ちください。

## ② 宣誓する方とお子さんの関係性を確認できる書類について

### <お子さんが18歳未満の場合>

◇ お子さんの戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)〔親権者が記載されているもの〕

＊ 記載されるお子さんが18歳未満の場合、親権者の同意を得ていただく必要があります。親権者の確認のため、お子さんの戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)を提出してください。

＊ 宣誓される方が親権者であって、お子さんが同じ戸籍に記載されている場合は、宣誓される方の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)で兼ねることができます。

### <お子さんが18歳以上の場合>

次のいずれかの書類をお持ちください。

◇ お子さんの親にあたる宣誓者(＊)又はお子さんの戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)

＊宣誓者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の場合は、配偶者がいないことを確認できる書類を兼ねることができます。

◇ お子さんの戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

◇ お子さんの親にあたる宣誓者が世帯主の場合、世帯主からみた続柄が記載された住民票の写し

＊この場合で、世帯全員分の住民票の写しを取得されている場合は、宣誓書に記載する住所について確認ができる書類を兼ねることができます。

## 5. 受領証・受領証カードの交付後について

受領証や受領証カードの再交付申請、住所や氏名などの変更の届出をされる場合は、宣誓の際と同様に、事前にメール又は電話で、地域振興課へ手続きの日時の予約をお願いします。

原則として窓口での手続きをお願いしておりますが、特段のご事情により窓口に行きづらいことが困難な場合はご相談ください。

### (1) 受領証・受領証カードの再交付

受領証・受領証カードを紛失、破損、汚損してしまったときは、「石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第 5 号)により、再交付を申請することができます。

◎ 再交付申請時に必要なもの

◇ パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)＊

＊窓口でもご用意しています。

◇ 再交付を希望する受領証や受領証カード ※紛失以外

◇ 本人確認書類(8ページをご覧ください)

### (2) 住所や氏名などの変更

住所や氏名(通称名含む)などに変更が生じた場合は、「石巻市パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第 6 号)」により、変更があった旨を届け出てください。

その際には、本人確認を行いますので、本人確認書類をあわせてお持ちください。

氏名(通称名含む)の変更の場合は、お持ちの受領証・受領証カードを地域振興課に返還いただきます。その後、変更内容を反映し、再交付いたします。

◎ 変更届出時に必要なもの

◇石巻市パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第 6 号)＊

＊窓口でもご用意しています。

◇ 受領証・受領証カード

◇ 変更した事実がわかる書類(新住所が記載された住民票の写し など)

◇ 本人確認書類

### (3)受領証・受領証カードの返還

下記のいずれかに該当する場合は、「石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第9号)」により、受領証と受領証カード(2部)を返還していただきます。本制度と連携している制度がある関係上、返還により無効となったカードの番号が確認できるようにする必要があります。返還いただいた後、カードに記載のある番号について、公表することとなっておりますのでご了承ください。

返還いただく際には、本人確認を行いますので、本人確認書類(8ページをご覧ください)をあわせてお持ちください。

返還された受領証・受領証カードは、再発行することはできません。

- ✓ お二人の意思によりパートナーシップを解消したとき
- ✓ 宣誓された方のどちらか一方が死亡したとき(※1)
- ✓ お二人とも石巻市外に転出したとき
- ✓ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき(※2)
- ✓ 受領証等の返還を希望するとき
- ✓ その他市長が受領証の返還が必要と認めるとき

※1 亡くなられた後、各種手続き等で受領証・受領証カードが必要な場合は、手続き等が完了次第、返還してください。

※2以下のいずれかの要件に該当する場合は受領証を無効とします。

- ・宣誓の要件等に関して虚偽または不正の事実が判明したとき
- ・宣誓した者が宣誓要件を満たさなくなったとき
- ・宣誓した者が規定に反して住民票の写し等を提出しないとき

◎ 返還届出時に必要なもの

◇ パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第8号)\*

\*窓口でもご用意しています。

◇ 受領証・受領証カード

◇ 本人確認書類

#### (4) 受領証・受領証カードに子の氏名を記載する場合

受領証・受領証カードにお子さんの氏名の記載を希望する場合、「石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届出書(様式第 7 号)」により、届け出てください。必要書類や注意点などは「4.宣誓に必要な書類」をご覧ください。また、現在お持ちの受領証・受領証カードも必ずお持ちください。

#### (5) 受領証・受領証カードから子の氏名を削除する場合

受領証・受領証カードからお子さんの氏名の削除を希望する場合、「石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子の氏名削除申立書(様式第 8 号)」により、削除の申し立てを行うことができます。なお、氏名の記載のあるお子さんが 15 歳以上の場合は、お子さんご自身で、氏名の削除を申し立てることができます。

◎ 申立時に必要なもの

◇ 石巻市パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子の氏名削除申立書(様式第 8 号)

＊窓口でもご用意しています。

◇ 受領証・受領証カード

◇ 本人確認書類

## 6. Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A1 婚姻は、民法に定められている法律行為であり、相続権や扶養義務など、法律上の権利や義務が生じます。一方、石巻市パートナーシップ宣誓制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利や義務が生じるものではありません。また、戸籍や住民票の記載、在留資格などが変わることもありません。

Q2 宣誓をすることができるのは、戸籍上の性別が同性同士の場合だけですか。

A2 宣誓されるお二人のどちらか一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、戸籍上の性別が異性同士でも宣誓していただくことができます。なお、性的マイノリティではない方で、戸籍上の性別が異性同士のいわゆる「事実婚」の方々は、本制度の対象外となります。

Q3 石巻市に住んでいなくても宣誓をすることができますか。

A3 宣誓されるお二人のうち、少なくともお一人が石巻市内に住所を有している又は転入予定であれば宣誓していただくことができます。具体的には下記のいずれかの場合に宣誓が可能です。

- ①二人とも石巻市民である場合
- ②一人が石巻市民であり、もう一人が石巻市外に住所を有している場合
- ③一人が石巻市民であり、もう一人が石巻市内への転入を予定している場合
- ④二人とも石巻市外に住所を有しているが、そのうち一人が石巻市内への転入を予定している場合
- ⑤二人とも石巻市内への転入を予定している場合

なお、④と⑤の場合は、宣誓をしていただくことはできますが、少なくともどちらかお一人が石巻市内へ転入されたことが確認できた後に、受領証と受領証カードを交付しますので、転入後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書をご提出ください。

Q4 宣誓に費用はかかりますか。

A4 パートナーシップ宣誓書の提出や、受領証・受領証カードの発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓する際に提出いただく必要書類(住民票の写し)の発行手数料などは、自己負担となります。

Q5 受領証や受領証カードで利用できる制度を知りたいのですが。

A5 受領証または受領証カードを提示することで利用できる各種制度については、市ホームページでお知らせしており、内容は随時更新しています。

また、宣誓の有無にかかわらず、その他の要件を満たせば利用できる制度についても、あわせて掲載しています。

Q6 宣誓したい日に直接行って宣誓することができますか。

A6 宣誓場所などの準備のため、事前の予約をいただいていない場合はお受けすることができません。原則として、宣誓希望日の10日前までに事前予約をお願いいたします。

【制度に関するお問い合わせ先】 石巻市 企画部 地域振興課

TEL：0225－95－1111（内線 4252・4246・4245）

Mail：partnership-sensei@city.ishinomaki.lg.jp